



長野県報

3月22日(金)
平成14年
第1338号

目次

規則

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則	33
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則	34
学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	34
社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則	35

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定	287
身体障害者福祉法に基づき医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更	288
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退	288
家畜伝染病予防法に基づく検査	289
都市計画事業の事業計画の変更認可	292
道路の区域決定	294
道路の区域変更	295
道路の供用開始(2件)	296
道路法に基づく自転車歩行者専用道路の指定	297
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し	298
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸与規程(昭和57年長野県教育委員会教育長告示第7号)の廃止	299
告示の廃止	299
同和教育啓発事業補助金交付要綱(昭和50年6月26日教育委員会教育長告示第5号)の一部改正	300
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正	301
平成13年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	302

公 告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証

申請	215
県営土地改良事業計画の縦覧	215
県営土地改良事業の変更計画の縦覧（3件）	216
換地計画に基づく換地処分	217
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（2件）	218
林業技術者養成講習	219
土地改良事業の工事の完了	220
開発行為に関する工事の完了（4件）	221
監査結果の公表	224
平成14年度長野県警察官採用試験（A・特別募集）の実施	242

規則

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第6号

県営住宅等の管理に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「吉田武田団地 柳町団地」を「柳町団地」に、「桜ヶ丘団地 大熊団地」を「桜ヶ丘団地」に、「新開団地 黒川渡団地」を「黒川渡団地」に、「ねずみ団地 村上団地」を「村上団地」に改め、同表の3中

川原第1団地	小県郡丸子町
丸山団地	上伊那郡辰野町

を 「 丸山団地 上伊那郡辰野町 」 に、

吉野団地	南安曇郡豊科町
柏矢町団地	南安曇郡穂高町
倭団地	南安曇郡梓川村
町横尾団地 ねずみ団地	埴科郡坂城町

を

「 柏矢町団地 南安曇郡穂高町 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住宅課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月22日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第1号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総務課

学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月22日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第2号

学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のべき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「下伊那郡上村立上村中学校」を

「松本市立山辺小学校美ヶ原分校
下伊那郡上村立上村中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

義務教育課

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月22日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第3号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に定める基準に該当する者」を「いずれかに該当する者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 社会教育主事補の職又は法第9条の4第1号のロ若しくはハに規定する社会教育に関するある職若しくは業務を4年以上経験している者
- (2) 法第9条の4第2号に規定する教育に関する職を4年以上経験している者
- (3) 法第9条の4第1号のロ又はハに規定する社会教育に関する職又は業務に相当する職又は業務を4年以上（教育委員会が別に定める者にあっては、1年以上で教育委員会が別に定める期間）経験している者

様式第1号に備考として次のように加える。

（備考） 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第2号に備考として次のように加える。

（備考） 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

文化財・生涯学習課